

緊急経済対策のうち、雇用の維持と事業の継続について（抜粋）

【対象額】 80 兆円（対策が実際に打たれるのは補正予算成立後）

○売上高が半減した中小企業に最大 200 万円、個人事業主に最大 100 万円を給付

【対象】 事業収入が前年同月比 50%以上減少した事業者、中堅・中小企業は上限 200 万円、個人事業主（フリーランス含む）は上限 100 万円の範囲で、前年度の事業収入からの減少額を給付。

○雇用調整助成金の助成率を最大 90%に拡大。非正規雇用も対象に（※補正予算の成立に関係なく既に実施）

【対象】 4 月 1 日から 6 月 30 日まで、助成率を中小企業は 5 分の 4、大企業は 3 分の 2 に引き上げ。さらに解雇等を行わない場合には、中小企業は 10 分の 9、大企業は 4 分の 3 とし、非正規雇用労働者も対象に。

○収入減の企業、個人事業主は、国税・地方税及び社会保険料について納付を 1 年間猶予。

【対象】 収入が大幅に減少した企業やフリーランスを含む個人事業主。ことし 2 月以降の 1 か月以上にわたって、収入が前年同期比 20%以上減少した場合。

○売り上げが 15%～20%減少した企業に利子を国が補填し、実質無利子化。

すでに受けた融資も実質無利子の融資への借り換えが可能に

【対象】 個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）：要件なし

小規模事業者（法人事業者）：売上高 15%減少

中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高 20%減少

利子が補填される融資上限額：中小企業が 1 億円、小規模事業者：3000 万円。

○国が利子を補填し、民間の金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けられるように。

【対象】 中小・小規模事業者の場合は売り上げが 15%以上減、個人事業主の場合は売り上げが 5%以上減の場合に実質無利子で 3000 万円を上限に融資を受けることが可能に。すでに民間の金融機関から信用保証付で受けた融資についても、上限までは無利子の融資への借り換えが可能に。

○売り上げの減少が続く中小企業や個人事業主は、設備や建物にかかる固定資産税や都市計画税を、来年度（令和 3 年度）に課税される 1 年分に限って減免。

【対象】 ことし 2 月から 10 月までのうち、3 か月間の売上高の減少幅が前の年の同じ時期に比べ 30%以上 50%未満の場合は半額、50%以上減少している場合は全額を免除。

○収入減の世帯に、1 世帯あたり 30 万円の給付

【対象】 2 月～6 月のいずれかの月に、①1 月以前と比べ収入が減少し、住民税非課税水準となった世帯。

②1 月以前と比べ収入が半減し、住民税非課税水準の 2 倍以下になる世帯。

○児童手当を受給する世帯に児童 1 人あたり 1 万円を上乗せ

【対象】 児童手当の所得制限にかからない世帯。